

瀬戸内町告示第17号

令和3年4月13日付けで受理した地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による古仁屋漁港ターミナルビル「せとうち海の駅」の設置及び管理に関する条例改正請求について、同条第3項の規定に基づき令和3年瀬戸内町議会第1回臨時会に付議した結果を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月20日

瀬戸内町長 鎌田 愛人



1 提出議案

議案第37号 古仁屋漁港ターミナルビル「せとうち海の駅」の設置及び管理に関する条例の一部改正について

2 議決年月日 令和3年4月20日

3 審議の結果 否決